

セントカレッジ 喀痰吸引等研修 学則

第1条（事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

セントスタッフ株式会社

東京都中央区日本橋茅場町 1-8-3 郵船茅場町ビル 2 階

第2条（設置目的）

高齢者介護施設等介護現場において、必要な医療的ケアを多職種連携のもと、より安全かつ適切に提供するため、喀痰吸引等を行うことができる介護職員を養成することを目的とする。

第3条（実施課程及び形式）

1. 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。
喀痰吸引等 第1号研修
喀痰吸引等 第2号研修
2. 研修は講義と演習からなる基本研修を修了した者が、実地研修へと移行できる。

第4条（研修事業の名称）

喀痰吸引等研修事業の名称は次の通りとする。

セントカレッジ 喀痰吸引等研修

第5条（研修会場）

本研修会場は、次のとおりとする。

東京都中央区日本橋茅場町 1-8-3 郵船茅場町ビル 2 階

セントスタッフ株式会社 本社 研修室

または、受講生の勤務先等

第6条（研修期間）

1. 研修期間は原則1年とする。
2. 実地研修は原則基本研修終了後3カ月以内（6か月まで延長可）に終わることとする。
3. 実地研修が基本研修終了後6か月を超える場合は再入校手続きを踏むこととなり、規定の受講料が発生する。

第7条（定員、学級数）

受講定員は20名とし、1学級とする。

※ 就業先での「実地研修」が可能な方を優先的に選考する。

※ 就業先での医療的ケアを必要としている利用者の状況を勘案して選考する。

第8条（免除科目について）

1. 「実務者研修（医療的ケア）」を受講修了しているものは、基本研修（講義）及び（演習）を免除できる。
2. 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」を受講修了しているものは、基本研修（演習）及び実地研修において「口腔内吸引」を免除できる。
3. 免除を希望する者は、所有する資格の証明書の写しを提出する必要がある。

第9条（休業日）

休業日は、次の通りとする。

- (1) 土曜日、日曜日、祝日
- (2) 夏季休業（8月13日～8月15日）
- (3) 年末年始休業

第10条（受講対象者）

受講の対象は次の条件を満たす者とする。

- (1) 介護職員等として事業者や施設に就業している方で、実地研修先をご自身で確保できる又は確保できる予定のある者。
- (2) 介護職員等として事業者や施設に就業を予定している方で、実地研修先をご自身で確保できる又は確保できる予定のある者。

第11条（受講料）

受講料は次のとおりとする。

- (1) 基本研修（講義・演習） 85,000円（税別）テキスト代1,800円（税別）
- (2) 科目免除 20,000円（税別）

第12条（受講申し込み）

当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。

第13条（受講の決定）

申し込みを受け、期日までにメールか郵送にて決定通知を送付する。

第14条（受講料の納入）

受講決定後、指定の期日までに指定口座へ振り込む。

第15条（履修方法）

本研修の履修方法は下記のとおりとする。

- (1) 基本研修（講義）
筆記試験により、知識の修得を確認する。
- (2) 基本研修（演習）
演習プロセス毎の評価項目により、技能の修得を確認する。
- (3) 実地研修
実地研修プロセス毎に評価し、技能の修得を確認する。

第16条（学習の評価及び課程修了の認定）

1. 基本研修（講義）筆記試験

総正解率の9割以上を合格とし、演習は合格者に対し行う。また、筆記試験の総正解率が5割に満たなかった者は、再度、講義の全課程を受講する。

2. 基本研修（演習）

演習課程において、修得すべき全ての行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとな

った場合に、演習の修了を認定する。

なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講する。

3. 実地研修

実地研修課程において、修得すべき全ての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、以下①・②に示す基準を満たす場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行う。

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講する。

① 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上

② 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと

第17条（遅刻、早退、欠席、補講）

1. 10分未満の遅刻・早退については、出席扱いとする。
2. 10分以上の遅刻・早退及び欠席については、補講にて対応する。
3. 補講は開催している別コースでの実施は無料とする。別日での補講を実施する場合は、1時間あたり3,000円の補講料を徴収する。

第18条（教職員の組織）

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教員 | 1名以上 |
| (3) 事務職員 | 1名以上 |

第19条（卒業、再入校）

1. 実地研修を修了し、修了証を発行した時点で卒業とする。
2. 卒業後、未修了行為の実地研修を行い、新たに修了を希望する場合は、科目免除生として、再入校となり、第11条(2)に定める、20,000円を事業者になめなくてはならない。
3. 第11条2における科目免除は卒業から3年以内とし、3年を超える場合は、再度基本研修から受講しなくてはならない。

第20条（退学、休学、復学）

1. 受講生が退学する場合は、所定の退学届を提出するものとする。
2. 受講生が休学する場合は、所定の休学届を提出するものとする。尚、休学の期間は、休学日から1年以内とする。
3. 受講生が復学する場合は、所定の復学届を提出するものとする。尚、復学時のカリキュラム等は、別途事務局と協議のうえ決定する。
4. 以下のような行為が認められた場合退学とする。
 - (1) 受講生として真摯に学習に取り組もうとせず、教室の規律・秩序に反して他の受講生の妨げとなると判断される場合。
 - (2) 受講料の長期滞納、或いは支払い学則に反する行為があった場合。
 - (3) 学習意欲、または能力に欠けており、受講の継続、修了の見込みがないと認められる場合。

- (4) その他、社会的通念に照らし、受講不適格と判断される場合。
以上のような場合は、退学処分とし、受講料は返還しない。

第 21 条 (罰則)

受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

第 22 条 (解約条件及び返金の有無)

1. 受講を解約（キャンセル）する場合は、受講料振り込み前までとする。
2. 入講後、退学する場合は、受講料は原則として返還しない。
3. 但し、病気や怪我など、止むを得ない事情により、受講が困難と判断される場合は特例として一部を返還する場合がある。
4. 受講応募者が4名に満たない場合は、開講を取り止める場合がある。
5. 退校処分の規定に該当することが受講開始前に明白と判断された場合は、受講の申し込みを受け付けしない。
6. 当社からのキャンセルの場合、受講料は全額返還する。

第 23 条 (受講生の個人情報の取り扱い)

1. 受講生から修得した個人情報については、当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。
2. 受講生は受講中に知り得た個人情報を研修中及び、研修終了後においても他に口外してはならない。

第 24 条 (修了証の発行)

本学則の定めにより修了の認定をされた者は、セントスタッフ株式会社 代表取締役の名称をもって修了証を発行する。

第 25 条 (修了証明書を亡失、毀損した場合の取り扱い)

修了証は1部につき1,100円（税込）の手数料を支払うことで再発行できる。

附則

- 1 この学則は、平成27年1月1日から施行します。
- 2 この学則の改定は下記に記す。

平成29年12月23日	改定施行
平成30年8月1日	改定施行
平成30年10月1日	改定施行
令和2年4月1日	改定施行